

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条) 令和 5 年 5 月 8 日改正

| 分類         | 感染症の種類   | 出席停止の期間                                       |
|------------|--|---|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ (N5N1・H7N9)                   | 治癒するまで  |
| 第二種<br>感染症 | 新型コロナウイルス感染症<br>(病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝達する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで          |
|            | インフルエンザ<br>(特定鳥インフルエンザ (N5N1・H7N9) を除く)  | 発症したのち 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで               |
|            | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |
|            | 麻疹 (はしか)   | 解熱後 3 日を経過するまで                                |
|            | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)   | 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|            | 風しん (三日はしか)  | 発疹が消失するまで                                     |
|            | 水痘 (水ぼうそう)   | すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで                        |
|            | 咽頭結膜熱 (プール熱)   | 主要症状が消退したのち 2 日を経過するまで                        |
|            | 結核   | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで             |
|            | 髄膜炎菌性髄膜炎   |   |
| 第三種<br>感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症   | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで             |
|            | その他の感染症 (条件によっては第三種として出席停止の措置が考えられる疾患)   |   |
|            | 感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、急性細気管支炎 (RS ウイルス感染症)               | 全身状態が悪く、他生徒に感染させるおそれがあり、医師の判断で出席停止を要する場合など    |

(※発症日は 0 日目となり、発症日の翌日を 1 日目とカウントします。)